

4 2 0 - 0 8 0 1

静岡県静岡市葵区東千代田1丁目
15番20号モリビル206

酒井文人税理士事務所

酒井 文人様

静岡法 第 [] 号
平成 24 年 6 月 26 日

静岡 税務署長

財務事務官



意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（ 法人税、消費税 ）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 [] 株式会社

納税地 静岡県静岡市 []

担当者

電話 054 - 252 - 8111

内線 ([])